

法人タクシー法令試験問題

注意事項

1. 試験時間は、40分間です。
2. 試験開始まで、問題は開けないで下さい。
3. 問題用紙は、表紙を含めて4枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していただくこととなります。
6. 解答が終わり退場する方は、手をあげて試験官が来るまで待っていて下さい。
試験官が許可してから、他の受験者に迷惑とならないよう静かに退場して下さい。

※ 携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切って下さい。

近畿運輸局

次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入して下さい。

- 1 事業用自動車の所有者の住所変更の場合は、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
- 2 タクシー車両には、地方運輸局長の指定する規格に適合する地図を備えておかななくてはなりません。カーナビゲーションシステムが装着されている場合は、当該地図を備えておく必要のないことが旅客自動車運送事業運輸規則に規定されています。
- 3 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。
- 4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。
- 5 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。
- 6 自動車事故報告規則の規定では、事業者が死亡者又は重傷者を生じる事故をひき起こした場合には、10日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。
- 7 旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明した場合であっても、運送の途中であるときには、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することはできません。
- 8 事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。
- 9 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
- 10 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。

- 11 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合は届け出る必要はありません。
- 12 タクシー事業者は、他人に事業を貸し渡して経営させることは出来ませんが、その名義を他人に当該事業のため利用させることはできます。
- 13 タクシー事業者が旅客を運送中に事故に遭遇し旅客が負傷した場合、事故の過失の度合いによって旅客を保護する責任は免れます。
- 14 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
- 15 道路運送法の規定では、許可に付された条件又は期限は変更することができないとされています。
- 16 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業者の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することにはなっていません。
- 17 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、事業者の営業区域を通過していれば道路運送法違反ではありません。
- 18 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
- 19 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について特に規定はありません。
- 20 タクシー事業者の乗務記録の保存期間は3年間となっています。

- 21 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。が、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
- 22 タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行う必要はありません。
- 23 道路運送法の規定では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために一般乗用旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項は、事業計画に定めることとされています。
- 24 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。
- 25 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。
- 26 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、譲渡譲受契約があれば認可を受けなくてもその効力があります。
- 27 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。
- 28 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称を変更をするときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。
- 29 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
- 30 タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。

